

かごしまコンパクトなまちづくりプラン推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づくかごしまコンパクトなまちづくりプラン（以下「プラン」という。）を推進するに当たり、必要な事項について協議を行うため、かごしまコンパクトなまちづくりプラン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) プランの推進に関すること。
- (2) その他プランに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる選任区分ごとに、当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 関係団体等 6人以内
- (3) 関係行政機関 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、会長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償金)

第7条 委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定

める報償金を支払うことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設局都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期については、平成32年3月31日までとする。

3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日及び新たな任期が始まる日以後最初に開かれる会議の招集については、建設局都市計画部都市計画課において処理する。